

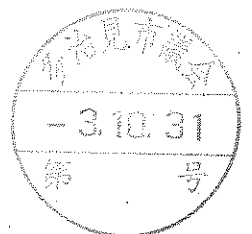
令和3年10月31日

本庁舎建設に関する特別委員会
委員長 吉田 企 貴 様

奥 村 孝 宏

消防本部機能を市役所庁舎に移設することについて（報告）

令和3年9月14日に開催された「本庁舎建設に関する特別委員会」の席上において、私に依頼のありましたみだしのことについては、別添のとおりです。



消防本部機能を市役所庁舎に移設することに関する報告書

1 メリット

(1) 災害対応能力

- ア 有事の際、防災・危機管理のスペシャリストが市役所内に複数在籍する
- イ 勤務時間における地震など突発的な災害時に庁舎内に在籍している
- ウ 災害対策本部との連携が密になる
- エ 電話等通信機器が不能な場合でも指示命令が確立できる。(消防無線)
- オ 災害が長期化した場合、消防長等の不在が解消する

(2) 市民(事業者を含む)にとって

- ア ワンストップによる市民サービス(→別紙参照)
- イ 火災予防をはじめとする市民相談がより安易になる
- ウ 移設した現消防本部スペースに市民向けの防災センターを開設する

(3) 職員にとって

- ア 庁舎移動のロスがなくなる(市役所庁舎と消防本部間)
- イ 他部局間との連携が密になる
- ウ 公共機関での通勤が便利になる
- エ 議会对応がスムーズになる

2 デメリット

(1) 市役所

市役所庁舎が手狭になる

(2) 消防本部

- ア 出動体制の維持が厳しくなる(→本部職員が出動する)
- イ 消防署との連携が希薄となる
- ウ 消防長等(幹部)に声が届きにくくなる
- エ 多治見市消防本部等設置条例など所管の条例等改正が必要となる

(3) 市民

3 他都市の状況

形態別	消防本部	岐阜県(20)	愛知県(34)
計	724	20	34
市役所等内 ※	42	2 (各務原市※、養老町※)	5 (名古屋市、春日井市 豊橋市、豊川市※、田原市)
市役所等近隣	50	0	2 (半田市、江南市)
市役所等とは別	632	18	27

※ 同一敷地内にある別棟を含む

4 その他

(1) 消防職員数

ア 岐阜県

項目 都市名	人口	面積	定員	実員	消防職員一人 当たりの市民※	備 考
多治見市	109,447	91	110	109	1,004.1	
岐 阜 市	541,446	834	638	662	817.9	
各務原市	146,961	88	190	172	854.4	
高 山 市	88,237	2,534	149	159	554.9	
土 岐 市	57,294	116	75	73	784.8	
瑞 浪 市	36,985	175	63	60	616.4	
恵 那 市	49,096	504	80	79	621.5	
中津川市	77,320	676	119	116	666.6	

※ 消防職員一人当たりの市民とは人口を実員で除した数値(小数点第2位を四捨五入)

イ 人口近似市

項目 都市名	人口	面積	定員	実員	消防職員一人 当たりの市民※	備 考
小 樽 市	112,433	244	252	253	444.4	北海道
大牟田市	111,926	81	131	132	847.9	福岡県
三 田 市	110,833	210	115	114	972.2	兵庫県
鎌ヶ谷市	109,943	21	154	144	763.5	千葉県
多治見市	109,447	91	110	109	1,004.1	
西 条 市	108,025	510	155	154	701.5	愛媛県
小 松 市	107,730	372	140	135	798.0	石川県
三 原 市	107,713	750	169	168	641.1	広島県
取 手 市	107,236	70	195	162	662.0	茨城県

(2) 消防職員の増員

国が示す消防力指針に対して、多治見市は令和元年度60%(107人)と答弁があった。逆算すると100%は178人と推定する。

令和3年度3人増員され、現在定員は110人だが、まだ68人不足している。

今後、消防通信指令業務を5市合同で進める計画がある中、ますます消防職員の不足が危惧される。

火事に遭われた方へ

このたびの思いがけない災難につきまして心よりお見舞い申し上げます。一日も早いご回復をお祈りいたしております。

本書は、火災の後に必要となる各方面の手続について、制度概要や窓口に関してまとめた資料です。参考にしていただければ幸いです。

なお、本書は、り災後のすべての手続を網羅したものではありませんことをあらかじめご承知おきください。

多治見市

目 次

1	り災者相談窓口	くらし人権課	本庁舎 1 階	☎22-1134	- 1 -
2	り災証明書の発行	南消防署		☎22-9217	- 1 -
		北消防署		☎22-8802	
		笠原消防署		☎43-4613	
3	各種支援				
(1)	救援物資の支給	福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5812	- 1 -
(2)	災害見舞金の交付	福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5812	- 1 -
(3)	り災建物の給水の停止・ 中断の手續、応急住宅へ の給水の開始	上下水道課	本庁舎 2 階	☎22-1203	- 1 -
(4)	火災で生じた廃棄物の処 理	環境課	本庁舎 1 階	☎22-1580	- 2 -
(5)	市営住宅への一時入居	建築住宅課	本庁舎 3 階	☎22-1312	- 2 -
(6)	養護老人ホーム等への一 時入居相談	高齢福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5821	- 2 -
4	各種減免手續				- 3 -
(1)	必要書類・窓口一覧				
(2)	減免制度の概要				- 4 -
①	市県民税の減免	税務課	駅北庁舎 2 階	☎23-5830	- 4 -
		市民税グループ			
②	固定資産税・都市計画 税の減免	税務課	駅北庁舎 2 階	☎23-5832	- 4 -
		資産税グループ			
③	国民健康保険料、後期 高齢者医療保険料の減免	保険年金課	駅北庁舎 1 階	☎23-5746	- 5 -
		年金国保グループ			
④	国民年金保険料の免除	保険年金課	駅北庁舎 1 階	☎23-5736	- 5 -
		年金国保グループ			
⑤	介護保険料の減免	高齢福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5211	- 5 -
		介護給付グループ			
⑥	上下水道料金の減免	上下水道課	本庁舎 2 階	☎22-1203	- 5 -
		窓口グループ			
⑦	し尿処理手数料の免除	上下水道課	本庁舎 2 階	☎22-1230	- 5 -
		窓口グループ			
5	再交付手續				- 6 -
6	関係機関所在地一覧				- 7 -